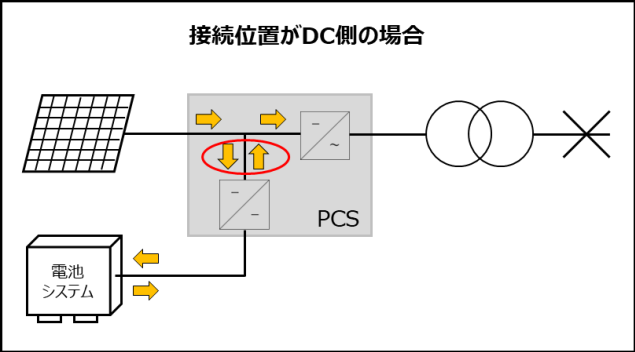
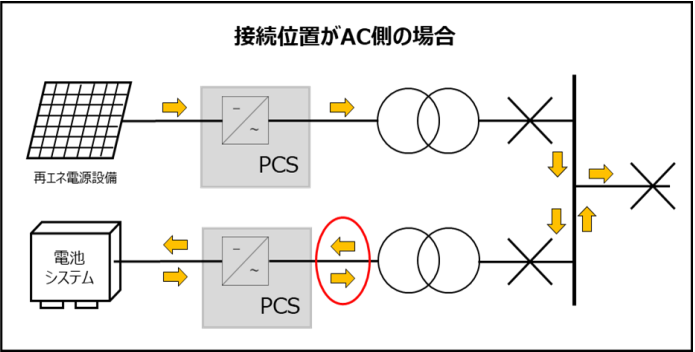


令和6年度補正予算 再生可能エネルギー電源併設型蓄電システム導入支援事業

「よくあるご質問」

No.	質問内容	回答案	公募要領
1	(Ⅱ) 市場等取引型において、相対契約は小売電気事業者と結ぶ予定ですが、その場合でも特定卸供給事業者と蓄電システム充放電要件に係る契約等を結ばなければならないのでしょうか。	相対契約を小売電気事業者と結ぶ予定であっても、特定卸供給事業者と蓄電システム充放電要件に係る契約等を結ぶ必要があります。	P.9
2	すでにオフサイトPPA契約を小売電気事業者、需要家と結んでいます。この事業のために契約を変更する必要はありますか。	蓄電システム充放電要件について遵守することが契約等に盛り込まれている必要がありますので、基本的には契約内容の変更が発生するものと考えています。	P.10
3	FIT認定又はFIP認定を現状受けておらず、新規でFIP認定を受ける場合であっても、申請時点において、一般送配電事業者から、系統連系申込の回答を得ている必要はありますか。	FIT認定又はFIP認定を現状受けておらず新規FIP認定を受ける場合であっても、申請時点において、一般送配電事業者から、系統連系申込の回答を得ている必要があります。	P.10
4	本事業への申請時点において、既にFIT認定又はFIP認定を受けているが、蓄電システムを併設するため、FIP認定を新たに受けるような場合には、一般送配電事業者からの系統連系申込の回答は不要と記載がありますが、交付申請に当たり、一般送配電事業者への確認等は必要ではないでしょうか。	既にFIT認定又はFIP認定を受けている場合においても、一般送配電事業者へ系統連系申込の要否についてご確認ください。	P.10
5	蓄電システム充放電要件は、発電事業者が運用規程等を定めて運用すればよいのでしょうか。	申請区分に応じて、以下内容を満たしていただく必要があります。 (Ⅰ) FIP認定型の場合 FIP認定を受けた事業者の運用規程等において蓄電システム充放電要件が定められていること。 (Ⅱ) 市場等取引型の場合 契約する特定卸供給事業者が、その契約において蓄電システム充放電要件を満たす運用を行うことが定められていること。 (Ⅲ) オフサイトPPA型の場合 契約する小売電気事業者が、その契約において蓄電システム充放電要件を満たす運用を行うことが定められていること。	P.10
6	(Ⅱ) 市場等取引型の申請において、発電事業者自らが市場取引を実施してもよいのでしょうか。	(Ⅱ) 市場等取引型の申請において、市場取引は、特定卸供給事業者を介して実施する必要があります。発電事業者自身が特定卸供給事業者を兼ねる場合は、申請可能です。	P.10
7	蓄電システム充放電要件における「出力制御時」の定義について知りたい。	蓄電システム充放電要件における出力制御は、需給バランス制約による出力制御（優先給電ルールに基づく出力制御）を指します。なお、系統容量制約によるノンファーム制御については、SIIまでご相談ください。	P.10
8	現在、計測器は受電点にのみ設置していますが、補助事業を実施するために新たに蓄電システム側と発電設備側にそれぞれ計測器を設置する場合、補助対象になりますか。	蓄電システムへの充電電力量のうち、再エネ電源に由来するものとそれ以外のものを計算でき、かつ、蓄電システムから市場取引等により充放電する電気の量を計算できる構造であることが要件となります。そのために必要な計測器は補助対象となります。なお、所有者が申請者以外の計測器に係る費用は補助対象外となります。	P.10／P.11
9	需給ひっ迫時において、蓄電システムからの放電が不可（蓄電システムの充電量がゼロ）の場合、こういった対応が必要になりますでしょうか。	蓄電システムの充電量がゼロ等といった理由により、放電できない場合を除き、可能な限り対応することが要件となります。	P.11
10	(Ⅲ) オフサイトPPA型の場合、公募要領P.13の図では発電事業者、小売電気事業者、需要家の3者間契約等とあるが、2者間でそれぞれ契約を締結する場合も申請できますか。	2者間契約のみのケースでは、A社、B社、C社の3者が存在する場合に、A社はB－C社間、B社はA－C社間、C社はA－B社間の契約に関与することができないため、蓄電システムを含めた運用について基本的な合意が確認できない可能性があります。そのため、可能な限り3者間での契約が望ましいと考えます。なお、審査の中で、契約内容等について確認させていただく場合があります。	P.13
11	蓄電システムの容量は、原則、5MWhを下限とするとありますが、5MWhに満たなくても補助対象になるのでしょうか。	蓄電システムの容量は、原則、5MWhを下限とし、かつ、接続する発電所の出力（最大受電電力）は1.5MW以上となります。接続する発電所の出力（最大受電電力）1.5MW以上を満たす場合において、蓄電システムの容量が5MWhを満たない場合でも申請可能です。ただし、5MWhより著しく小さい容量の蓄電システムを導入する場合は、その理由等を審査の中で確認させていただく可能性があります。蓄電池PCSの出力については、特段制限等はありません。	P.17
12	発電所内にすでに蓄電システムがあり、蓄電システムを追加設置する事業は申請できますか。	蓄電システム一式として新たに導入され、かつ補助対象事業等の要件を満たす場合、申請可能です。	P.17

13	補助対象設備の要件（１）②として電力系統に直接接続するものであることとありますが、受電点（一般送配電事業者との責任分界点）から見て需要設備を経由して蓄電システムを設置してもよいでしょうか。	受電点（一般送配電事業者との責任分界点）から見て、需要設備を経由して蓄電システムを設置することは不可となります。受電点から見て、直接蓄電システムを設置する必要があります。	P.17
14	（I）FIP認定型の申請において、公募開始日以降にFIP認定を受ける者であることとありますが、公募開始前にFIP認定を受けている場合は、対象外となりますでしょうか。	公募開始日以前にFIP認定を受けている場合であっても補助対象になり得ますが、補助対象設備を含めたFIP認定設備が原則として2026年2月18日までに運用開始される必要があります。	P.18
15	補助対象経費として、現場管理費は認められますでしょうか。	設備設置工事に直接関与する費用（現場安全管理費等）は補助対象経費として認められる場合があります。 設備設置工事に直接関与しない費用（一般管理費等）については、補助対象外となります。	P.20
16	現状の発電所はオンライン制御に対応していないが、補助対象設備導入に併せて発電設備のPCSを改造し、オンライン制御に対応するようにする場合、発電設備に係る設備であっても補助対象になりますでしょうか。	オンライン制御に対応するため、発電設備側の設備の改造に係る費用は補助対象になり得ます。ただし、設備を入れ替える場合は改造ではなく更新に当たるため、その設備の入れ替えに係る費用は補助対象外となります。	P.21
17	再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画とは、具体的に何を指すのでしょうか。	「再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画」とは、 廃棄等費用積立ガイドライン（以下URL参照）のP41（１）長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等の作成、公表【要件 1①②】に記載の内容を、長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等として作成するものを指します。該当する場合、自社ホームページ等でこれを公表するものを交付申請時に証憑としてご提出ください。交付申請時点で公表されていない場合は、対象外となります。 ・廃棄等費用積立ガイドライン： 「 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf 」 （当該ガイドラインでは調達期間又は交付期間終了後となっていますが、本事業においては、事業期間終了後と読み替えていただきますようお願いいたします。）	P.22
18	再エネ電源長期安定電源化に向けた事業計画に記載する項目について知りたい。	No.17に記載の廃棄等費用積立ガイドラインに記載の以下項目をご記載ください。 （当該ガイドラインでは調達期間又は交付期間終了後となっていますが、本事業においては事業期間終了後と読み替えていただきますようお願いいたします。） ＜記載項目＞※本事業も含まれていることが分かるようご記載ください。 ・事業期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項 ※事業期間終了後の売電方法等に関する検討状況等を事業計画等に記載する、事業期間終了後の発電所の用地確保等に関する取組状況を事業計画等に記載するなどが考えられる。 ・発電事業の継続に向けた地域との共生に向けた取組に関する事項 ※発電事業と地域社会との共生に向けた取組として、例えば、事業の理解促進等を目的とした取組や事業実施地域等における環境教育等の活動への協力などが考えられる。	P.22
19	（I）FIP認定型の申請では、FIP認定設備が原則2026年2月18日までに運用開始されていることが必要とありますが、（II）市場等取引型、（III）オフサイトPPA型の場合の運用開始期限はありますでしょうか。	運用開始期限は定めていませんが、補助対象設備の試運転を実施するに当たり、系統からの電源を利用することが前提となりますので、試運転及び検収完了後、速やかに運用開始いただければと思います。詳しくは、公募要領をご確認ください。	P.22
20	補助率1／2以内の要件として、電力系統側への定格出力が1MW以上又は1.5MW以上である場合と記載がありますが、出力としては蓄電システムのPCSの出力を指すものでしょうか。	ご認識のとおりです。 （No.27についても併せてご参照ください。）	P.22
21	3者見積は交付決定日以前の実施も可とありますが、交付申請時には参考見積をベースに書類を作成し、審査期間中に3者見積を実施し、金額や設備そのものが変更になってしまうような場合はどうすればよいでしょうか。	計画が変更になる可能性が生じた時点で、速やかにSIIまでご相談ください。	P.40

22	設備選定はどの時点で完了している必要がありますか。	3者見積実施後に、設備選定を完了していただく必要があります。 なお、 交付決定時の見積先から発注先の変更等により、導入設備が交付決定時から変更となる場合は、事前にSIIまで連絡すること。	P.40
23	交付決定後の契約・発注とは、補助対象外に係る内容についても実施する必要がありますか。	補助対象設備に係る契約・発注は、交付決定日以降に必ず実施いただく必要があります。 補助対象外の内容に係る契約・発注時期については、特段制限等はありません。	P.40
24	1-4 補助対象事業の⑤の系統連系申込の回答とは、具体的に何を指しますでしょうか。	交付申請時点において、接続検討申込に対する接続検討の回答を得ていることが最低限の要件となります。詳細については、交付申請の手引きP.38をご確認ください。	－
25	R6年度事業では事前着工が認められていましたが、本補助金でも認められるのでしょうか。	交付決定前の事前着工は認められません。	－
26	R6年度事業では、土地造成費が認められていましたが、本補助金でも認められるのでしょうか。	補助対象設備を設置するための必要最低限の土地造成費は補助対象として認められます。	－
27	1-3 実施計画書 導入設備情報について、「系統側への定格出力」とありますが、具体的にはどの出力になりますでしょうか。	下図の赤枠部分の出力です。 接続位置がDC側の場合  接続位置がAC側の場合 	－